相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市南新保町ロ八四番地三、最後の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台一丁目一四七番地　被相続人　亡　中野冨美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

石川県金沢市尾張町一丁目七番一号山崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山崎　利男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小諸市大字平原一八二五番地、最後の住所長野県小諸市大字平原一八二五番地　被相続人　亡　佐藤　俊光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

長野県佐久市岩村田一二六七番地二九

相続財産管理人　山際　隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県尾鷲市須賀利町二二四番地、最後の住所三重県尾鷲市林町一三番二五号　被相続人　亡　山下　祐正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

三重県津市丸之内三四番五号　津中央ビル三階片山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片山　眞洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市井村町二七七番地、最後の住所三重県松阪市井村町二七七番地　養護老人ホーム百花苑　被相続人　亡　山本　利光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

事務所三重県松阪市駅部田町三五番地一マンション峰戸一〇二

相続財産管理人　三浦　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市上野片原町二七七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松山　通子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

事務所三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田尻由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区木川東二丁目八番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区木川東二丁目九番二三号　被相続人　亡　小澤　洋子

平成二十六年九月二十二日

長野県佐久市岩村田一二六七番地二九

相続財産管理人　山際　隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県尾鷲市須賀利町二二四番地、最後の住所三重県尾鷲市林町一三番二五号　被相続人　亡　山下　祐正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

三重県津市丸之内三四番五号　津中央ビル三階片山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片山　眞洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市井村町二七七番地、最後の住所三重県松阪市井村町二七七番地　養護老人ホーム百花苑　被相続人　亡　山本　利光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

事務所三重県松阪市駅部田町三五番地一マンション峰戸一〇二

相続財産管理人　三浦　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市上野片原町二七七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松山　通子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

事務所三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田尻由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区木川東二丁目八番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区木川東二丁目九番二三号　被相続人　亡　小澤　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所

相続財産管理人　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区新高五丁目一三番、最後の住所大阪府堺市東区日置荘原寺町一四〇番地七七　被相続人　亡　中島　五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　弁護士　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字大福二五二番地の三、最後の住所奈良県桜井市大字大福二六三番地　被相続人　亡　大上　幹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

事務所奈良市登大路町三六大和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　山崎　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　片山新太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　尚吾

第19期決算公告

平成26年9月22日　千葉県佐倉市王子台一丁目28番8号

株式会社ジィ・シィ企画

代表取締役　金子　哲司

貸借対照表の要旨

（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	383,179	流動負債	326,505
固定資産	242,911	固定負債	291,124
有形固定資産	49,237	株主資本	8,461
無形固定資産	158,188	資本金	186,030
投資その他の資産	35,486	資本剰余金	69,630
		資本準備金	69,630
		利益剰余金	△247,138
		利益準備金	1,520
		その他利益剰余金	△248,658
		（うち当期純損失）	(96,897)
		自己株式	△60
資産合計	626,091	負債・純資産合計	626,091

第65期決算公告

平成26年8月21日

埼玉県川口市江戸袋二丁目1番2号

日本地工株式会社

代表取締役　玄間　敏

貸借対照表の要旨　（平成26年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,251,887	流動負債	1,631,485
固定資産	4,378,860	固定負債	1,441,644
繰延資産	0	（退職給付引当金）	(369,326)
		（その他）	(1,072,318)
		株主資本	7,557,618
		資本金	264,000
		資本剰余金	35,836
		（資本準備金）	(35,836)
		利益剰余金	7,257,782
		（利益準備金）	(66,000)
		（その他利益剰余金）	(7,191,782)
		（うち当期純利益）	(260,495)
資産合計	10,630,746	負債・純資産合計	10,630,746